

馬事普及特別対策事業実施要領

制定 令和5年4月5日

(目 的)

第1条 公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）は、我が国の馬事知識の普及及び馬の利用増進を図るため、第2条に掲げる団体等が行う事業を実施するのに要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助の対象とする事業の選定、実施及び補助の方法等に関して、地方競馬全国協会畜産振興事業補助実施要綱（以下「実施要綱」という。）によるほか、この実施要領によるものとする。

(事業の内容等)

第2条 事業の内容、事業実施主体、補助の対象、補助金の額等は、別表のとおりとする。

(1) イベント活性化促進事業

農業協同組合連合会及び重種馬生産地の生産集団等が開催する馬事普及に関するイベント等に対し、その経費を補助する。

(2) 生産技術研修事業

農業協同組合、農業協同組合連合会及び重種馬生産地の生産集団等が行う生産技術研修に対し、その経費を補助する。

(3) 調査研究事業

農業協同組合、農業協同組合連合会等及び重種馬生産地域の生産集団等が行う生産技術に関する調査研究に対し、その経費を補助する。

(4) 共進会等推進事業

農業協同組合、農業協同組合連合会及び重種馬生産地の生産集団等が行う共進会の開催に対し、その経費を補助する。

(5) 全道共進会開催支援事業

北海道総合共進会（馬部門）の開催に要する経費の一部を補助する。

(補助事業の実施期間)

第3条 補助事業の実施期間は、令和5年度から5年間以内とし、年度毎の実施期間は、当該年の4月から翌年3月までの間とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業を行おうとする者は、別紙様式第1号による選定申請書を協会が定める期日までに協会に提出するものとする。ただし、やむを得ない事由によるものであって、協会が特に認めるものは、この限りではない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 協会は、前条の規定により選定申請書の提出があった場合、その内容を審査し適当であると認めたときは、補助事業として選定のうえ補助金の交付決定を行い、事業実施主体にその内容を通知するものとする。ただし、必要があると認めた場合には、事業内容に修正を加え、又はその内容に条件を付すことがある。

(補助金の交付決定の変更等)

第6条 事業実施主体は、補助金の交付決定後に生じたやむを得ない事情により、事業計画を変更しようとするときは、別紙様式第2号による変更承認申請書をあらかじめ協会に提出するものとする。

2 協会は、前項の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査し、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容を変更することがある。

3 協会は、前項の規定による取り消し又は変更を行ったときは、その内容を事業実施主体に通知するものとする。

(事情変更による補助金の交付決定の取消し等)

第7条 事業実施主体は、補助金の交付決定後に生じた天災地変等の事情の変更により特別な必要が生じたときは、別紙様式第3号による事情変更報告書を協会に提出するものとする。

2 協会は、前項の規定による報告書の提出があった場合、その内容を審査し、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

3 協会は、前項の規定による取り消し又は変更を行ったときは、その内容を事業実施主体に通知するものとする。

(補助事業の完了報告)

第8条 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、別紙様式第4号による完了報告書を速やかに協会に提出しなければならない。

(補助事業の確定の通知)

第9条 協会は、前条の規定による完了報告書の報告を受けた場合、その内容を審査し、補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付の方法)

第10条 補助金の交付は、千円未満を切り捨て、精算払いの方法による。ただし、協会が特に必要と認めた場合には、概算払いをすることがある。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 協会は、事業実施主体が補助金を他の用途に使用した場合、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に合わなくなった場合、及びその他この実施要領の規定に違反した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、すでに交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 協会は、第1項の規定により補助金の交付決定の取り消しをしたときは、事業実施主体にその内容を通知するものとする。

(監査)

第12条 協会は、必要があると認めたときは、事業実施主体に対して補助事業の内容、補助金の使用状況を監査することができる。

2 前項の規定による検査及び地方競馬全国協会が行う協会の監査に関連し、事業実施主体の補助事業の内容や補助金の使用状況の監査が行われる場合は、これを拒んではならない。

(書類の経由)

第13条 馬事協会に提出する書類は、都道府県主務課を経由して行うものとする。

(書類の保管)

第14条 事業実施主体は、補助事業に係わる経理等関係書類を、補助事業を実施した年度の次年度から起算して5年間整理保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めなき事項は、必要に応じて別に定める。

付 則

この実施要領は、令和5年4月5日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

別 表

事業の内容及び要件	事業実施主体	助成の対象	助成金の額	注意事項
(1) イベント活性化促進事業	地方競馬主催者 農業協同組合 農業協同組合連合会 公社 担い手集団 特認団体	「地方競馬全国協会に係る補助金の使用上の留意点」とする。但し、技術料は対象外とする。	定額 600,000 円以内	馬事全般に係るイベントについては、次のいずれかであること。 ① 地方競馬場で開催するイベント ② 馬の共進会、畜産フェア、農業祭等で開催する馬事普及教室等
(2) 生産技術研修事業	農業協同組合 農業協同組合連合会 公社 担い手集団 特認団体	「地方競馬全国協会に係る補助金の使用上の留意点」とする。但し、技術料は対象外とする。	定額 600,000 円以内	後継者の養成、飼養技術の情報交換、馬文化啓発活動等の研修内容は次のとおり。 ① 馬の飼養管理・繁殖技術に関すること ② 家畜のふん尿処理利用に関すること ③ 馬産の経営に関すること ④ 馬の先進地の事例に関すること
(3) 調査研究事業	地方競馬主催者 農業協同組合 農業協同組合連合会 公社 特認団体	「地方競馬全国協会に係る補助金の使用上の留意点」とする。但し、技術料は対象外とする。	定額 600,000 円以内	事業実施主体が重種馬の生産技術に係る調査研究で事業を第三者に委託及び第三者と共同研究する場合は、別添の「令和5年度地方競馬全国協会畜産振興事業を第三者に委託して事業を実施する場合の留意事項」に基づき実施すること。
(4) 共進会等推進事業	農業協同組合 農業協同組合連合会 特認団体	「地方競馬全国協会に係る補助金の使用上の留意点」とする。但し、技術料は対象外とする。	定額 300,000 円以内	本事業における共進会の対象は、重種馬が10頭以上出品される共進会とし、出品奨励金及び輸送費については、家畜借上料として区分すること。

(5) 全道共進会開催支援事業	特任団体	「地方競馬全国協会に係る補助金の使用上の留意点」とする。但し、技術料は対象外とする。	定額 2,000,000 円以内	本事業における共進会の対象は、重種馬が10頭以上出品される共進会とし、出品奨励金及び輸送費については、家畜借上料として区分すること。
-----------------	------	--	---------------------	--